

新旧対照表

(別紙4)

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4章 輸出通関関係</p> <p>第1節 輸出申告</p> <p>(輸出申告時の提出書類等の提出)</p> <p>1 - 4 輸出申告が海上システムにより受理され、通関業者等に「輸出申告控情報」(簡易審査扱いの場合は「輸出許可通知情報」)以下この節において同じ。)が配信されたときは、当該配信された情報の輸出申告に係る仕入書(第10節により仕入書を提出している場合を除く。)又はこれに代わる書類その他必要な書類(以下この章において「添付書類等」という。)に輸出申告番号等を付記して、次に定めるところにより、輸出申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この章において「通関担当部門」という。)に提出することを求めるものとする。</p> <p>及び (省略)</p>	<p>第4章 輸出通関関係</p> <p>第1節 輸出申告</p> <p>(輸出申告時の提出書類等の提出)</p> <p>1 - 4 輸出申告が海上システムにより受理され、通関業者等に「輸出申告控情報」(簡易審査扱いの場合は「輸出許可通知情報」)以下この節において同じ。)が配信されたときは、当該配信された情報の輸出申告に係る仕入書(第10節により仕入書を提出している場合を除く。)又はこれに代わる書類その他必要な書類(以下この章において「添付書類等」という。)に輸出申告番号等を付記して、次に定めるところにより、輸出申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この章において「通関担当部門」という。)に提出することを求めるものとする。</p> <p><u>ただし、あらかじめ税關において動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体(データの訂正、削除ができない読出し専用のものに限る。)に仕入書情報(「包括事前審査制度について」(平成12年3月31日蔵関第245号)記3の規定による包括事前審査制度の適用を受け、簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告に係るものに限る。)を記録し、当該仕入書情報に係る輸出許可の日が属する月ごとにまとめて1枚(1枚に記録できない場合は複数枚)に記録し、これを当該月の翌月5日(その日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日)までに提出した場合における当該輸出申告に係る仕入書については、この限りでない。</u></p> <p>及び (同左)</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																						
<p>別表</p> <p>汎用申請対象手続一覧</p> <p>【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】</p> <table border="1"> <tr> <td>手続名称</td><td>根拠法令等</td></tr> <tr> <td colspan="2">(省略)</td></tr> <tr> <td>再輸出貨物に係る輸入確認申請 (納期限延長貨物)</td><td>定率法第19条の3第2項、定率令第54条の17(定率令第54条の13を準用)定率基19の3-8(定率基19の3-2を準用)</td></tr> <tr> <td>滅却(廃棄)承認申請(違約品等)</td><td>定率法第20条第2項、定率令第56条第2項、定率基20-10</td></tr> <tr> <td colspan="2">(省略)</td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	(省略)		再輸出貨物に係る輸入確認申請 (納期限延長貨物)	定率法第19条の3第2項、定率令第54条の17(定率令第54条の13を準用)定率基19の3-8(定率基19の3-2を準用)	滅却(廃棄)承認申請(違約品等)	定率法第20条第2項、定率令第56条第2項、定率基20-10	(省略)		<p>別表</p> <p>汎用申請対象手続一覧</p> <p>【通關・收納・評價・關稅鑑査官・通關業監督官關係】</p> <table border="1"> <tr> <td>手續名稱</td><td>根拠法令等</td></tr> <tr> <td colspan="2">(同左)</td></tr> <tr> <td>再輸出貨物に係る輸入確認申請 (納期限延長貨物)</td><td>定率法第19条の3第2項、定率令第54条の17(定率令第54条の13を準用)定率基19の3-8(定率基19の3-2を準用)</td></tr> <tr> <td>包括事前審査申出</td><td>關法第67条、包括事前審査制度について(平成12年3月31日藏關第245号)</td></tr> <tr> <td>滅却(廃棄)承認申請(違約品等)</td><td>定率法第20条第2項、定率令第56条第2項、定率基20-10</td></tr> <tr> <td colspan="2">(同左)</td></tr> </table>	手續名稱	根拠法令等	(同左)		再輸出貨物に係る輸入確認申請 (納期限延長貨物)	定率法第19条の3第2項、定率令第54条の17(定率令第54条の13を準用)定率基19の3-8(定率基19の3-2を準用)	包括事前審査申出	關法第67条、包括事前審査制度について(平成12年3月31日藏關第245号)	滅却(廃棄)承認申請(違約品等)	定率法第20条第2項、定率令第56条第2項、定率基20-10	(同左)	
手続名称	根拠法令等																						
(省略)																							
再輸出貨物に係る輸入確認申請 (納期限延長貨物)	定率法第19条の3第2項、定率令第54条の17(定率令第54条の13を準用)定率基19の3-8(定率基19の3-2を準用)																						
滅却(廃棄)承認申請(違約品等)	定率法第20条第2項、定率令第56条第2項、定率基20-10																						
(省略)																							
手續名稱	根拠法令等																						
(同左)																							
再輸出貨物に係る輸入確認申請 (納期限延長貨物)	定率法第19条の3第2項、定率令第54条の17(定率令第54条の13を準用)定率基19の3-8(定率基19の3-2を準用)																						
包括事前審査申出	關法第67条、包括事前審査制度について(平成12年3月31日藏關第245号)																						
滅却(廃棄)承認申請(違約品等)	定率法第20条第2項、定率令第56条第2項、定率基20-10																						
(同左)																							